

市第 161 号議案

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定

次のように横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

平成22年2月16日提出

横浜市長 林 文子

1 郵便局の名称

青葉台郵便局

横浜奈良郵便局

2 取扱事務

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本並びに戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限り、当該交付に係る手数料が免除されるものを除く。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (2) 外国人登録原票記載事項証明書（その交付の請求を行うために郵便局に来局する者（以下「請求者」という。）に係る事項のみが記載されているものに限り、当該登録原票が閉鎖されているものを除く。）の交付（当該交付に係る手数料が免除されるものを除く。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (3) 住民票の写し（その交付の請求者又は当該請求者と同一の世帯に属する者に係る事項が記載されているものに限り。）及び住民票記載事項証明書（その交付の請求者又は当該請求者と同一の世帯に属する者に係る事項が記載されているものに限り、その交付の請求者が提示した書面等に証明するものを除く。）の交付（当該交付に係る手数料が免除されるものを除く。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

- (4) 戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る、当該交付に係る手数料が免除されるものを除く。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (5) 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る、当該交付に係る手数料が免除されるものを除く。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

3 取扱期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により提案する。

参 考

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（抜粋）

（郵便局の指定等）

第3条 （第1項及び第2項省略）

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第4項及び第5項省略）